

令和7年度鳥取県高校生海外留学支援補助金交付者募集要項

1 趣 旨

外国の高等学校への留学を目指す県内高等学校等に在籍する生徒を対象に、留学支援補助金を交付することにより、海外での生活体験を通じて、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の増進を図るとともに、世界に目を向けた将来展望をもった鳥取県の未来を担う人材を育成することを目的とする。

2 留 学 先

外国の高等学校（その国又は地域における正規の後期中等教育機関とする。）

3 人 数

4名

4 金 額

補助金の額は、1人あたり40万円とする。

ただし、5の留学費用が40万円を下回る場合、又は、他の団体等からの助成金と補助金の合計額が留学費用の総額を超える場合は、補助金交付額を減額する。

5 補助対象経費

申請する年度に支出したもので、次に掲げるものとする。なお、海外留学プログラムの参加者になるための選考費用（受験料等）など、留学が決定する前に生じた費用は対象外とする。

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (3) 受入国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (5) 査証（ビザ）、旅券（パスポート）取得手続諸費用
- (6) 留学先の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (9) 民間団体等が主催する海外派遣プログラムについては、(1)～(8)の一部又は全部を含むプログラム参加費

6 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 応募日現在、鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に在学していること。
- (2) 高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外留学プログラムへの参加又は個人での海外留学により、年度内に外国の高等学校への留学が内定していること。
※すでに外国の高等学校に在学し、留学を開始している者は含まれない。
- (3) 留学期間は、令和7年7月1日以降の原則として1年間であること。
- (4) 学業成績が優秀であり、原則として、申請時点での直近の1年間の全体の評定平均値が3.5（7.0）以上で、かつ、外国語1科目及び得意分野1科目（任意）の計2科目の平均評定値が4.0（8.0）以上であること、若しくはそれと同等程度以上の学力があると在籍校の校長が認める者であること。（括弧内は10段階評価）
- (5) 心身ともに健康であること。
- (6) 帰国後に、鳥取県教育委員会が主催する事業への協力ができること。
- (7) 過去に鳥取県高校生海外留学支援補助金の交付を受けたことがないこと。

7 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）様式第1号（第5条関係））
- (2) 鳥取県高校生海外留学支援補助金申請調書（鳥取県高校生海外留学支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）
- (3) 鳥取県高校生海外留学支援補助金収支予算（決算）書（要綱様式第2号）
- (4) 小論文（1,200字程度で、留学の目的、留学先での活動内容や留学経験を自分の将来にどのように生かすかについて記述すること。A4版横書きとし、パソコンの使用可。）
- (5) 在籍校の校長の推薦書（鳥取県高校生海外留学支援補助金交付要領（以下「要領」という。）（様式第1号）

- (6) 成績証明書
- (7) 面接選考日希望調査票（別紙）
- (8) 民間留学団体が発行する留学に関する合格証若しくは留学先が発行する留学許可証の写し
- (9) 支給対象となる経費（上記5（1）～（9））の額が分かる書類の写し又はその経費の払込書の写し

※（8）及び（9）については、申請時に提出できない場合、得られ次第、学校を通じて提出すること。

8 受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月12日（月）まで

※募集人数を満たさない場合は、二次募集を行う

9 書類提出先

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

郵送又は持参（平日の午前9時から午後5時まで）のこと

10 選 考

- (1) 応募資格を満たす出願者全員に対して、書類審査及び面接審査を実施し、各応募者について、補助金交付の可否を決定する。
- (2) 面接選考は5月下旬のいずれかの日に実施し、応募者に審査結果を後日通知する。
- (3) 審査の結果、補助金交付可となった者を交付決定者とする。
- (4) 審査結果は、6月下旬頃、交付決定通知書により在籍校の校長を経由して申請者に通知する。

11 補助金の交付

- (1) 交付決定者は、鳥取県高校生海外留学支援補助金支払請求書（別紙1）を県教育委員会事務局高等学校課に提出すること。
- (2) 交付決定者は、交付決定以前に本補助金に係る補助対象経費の支払いが全て完了している場合にあっては、鳥取県高校生海外留学支援補助金実績報告書（要綱様式第4号）及び鳥取県高校生海外留学支援補助金収支予算（決算）書（要綱様式第2号）を交付決定した日から30日以内又は令和8年3月25日（水）のいずれか早い日、補助対象経費の支払いが完了していない場合にあっては、鳥取県高校生海外留学支援補助金実績報告書（要綱様式第4号）及び鳥取県高校生海外留学支援補助金収支予算（決算）書（要綱様式第2号）に補助対象経費を支払った際の証拠書類（領収書等）を添付し、支払いが完了した日から30日以内又は令和8年3月25日（水）のいずれか早い日までに提出すること。

12 交付決定者の義務

- (1) 申請者は、留学修了後30日以内に鳥取県高校生海外留学修了報告書（要領様式第2号）を留学時の成績証明書と併せて在籍校の校長を経由して県教育委員会事務局高等学校課長に提出すること。
- (2) 海外留学中は、その国の社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (3) 留学先高等学校等において、懲戒処分を受けたとき、又は長期欠席等学業継続の見込みがなくなったときには、速やかに県教育委員会事務局高等学校課に報告すること。
- (4) 留学先高等学校を補助金交付決定時とは異なる高等学校に変更するなど、申請内容に変更がある場合には、速やかに鳥取県高校生海外留学支援補助金変更承認申請書（規則様式第3号（第12条関係））を提出すること。
- (5) 渡航前及び渡航後に、県教育委員会事務局高等学校課が実施する留学に関わる事業に協力すること。

13 交付決定の取消及び支援金の返還

次の場合、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (1) 留学先高等学校で留学できないことが決定したとき。
- (2) 留学までに、交付決定者として、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 補助金を海外留学以外の用途で使用したとき。
- (4) 申請書等の記載事項に虚偽があったとき。
- (5) 留学先高等学校において、停学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (6) 留学先高等学校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき。
- (7) 補助金決定後に、補助金の必要がなくなった場合。